

新通達に関する質問 ①

1. 新通達「特例輸入者制度等の運営方針について」を発出した背景や狙いは？

- ⇒ AEO事業者の皆様から、「AEO制度における義務の対象や範囲等が不明瞭で、負担がかさんでいる」、「メリットの効果が小さく、利用もしにくい」などの指摘。
- ⇒ 改善が望まれる部分の調査・特定を行い、その対応を議論。
このうち、運用面での課題を解決するための方策として、この新通達の制定を検討。
- ⇒ AEO事業者は、自主管理や自己改善を適切に行うことができる者であることから、AEO制度の運用に当たって、税関が事細かに確認や指導を行うのではなく、AEO事業者自身による取組みを尊重し、自己マネージメントの扱いへとシフトさせていく。
- ⇒ つまり、AEO制度の実施に当たり、①不明瞭とされていた部分の明確化を行い、②AEO事業者が、何をどうすればよいのか、自らが取組むべき事項を認識し易くすることを通じて、③この自主管理や自己改善を促進させ、④それによってAEO制度の運営やAEOステータスの維持に係る負担の軽減を図っていきたい、と考えている。
- ⇒ これらの結果として、AEO制度の利用拡大がこれまで以上に推進されるよう期待。

新通達に関する質問 ②

2. 「AEO事業者の履行状況の確認」とは、何をどう確認し、その結果は？

- ⇒ 通達「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」に定める各審査事項について、承認又は認定後においても、適正かつ確実に履行されているかどうか、確認を行う。
- ⇒ この確認は、AEO事業者から提供された情報（承認又は認定の内容変更、不適正事案の報告及び再発防止への取組み、内部監査の結果など）に加え、税関が把握した情報（事後監査の結果、AEO部門以外の部門が把握した情報など）を基に、税関AEO部門がAEO事業者の状況を総合的に勘案して判断。
- ⇒ これまで税関が継続して行ってきたことを明確化したもので、従来と同じ扱い。
- ⇒ 税関AEO部門による確認の結果、良好な実施状況であると判断した場合には、税関が事後監査の実施時期や監査内容等を検討する際に、考慮していく。
- ⇒ 他方、必要があると税関AEO部門が判断した場合、定期的な事後監査とは別に、特別監査やヒアリング（面談）を実施し、改めて現状を詳細に確認して、必要な助言や指導を行っていく。

新通達に関する質問 ③

3. 「AEO事業者の履行状況の確認」の結果は、通知してもらえるの？

- ⇒ AEO事業者に係る様々な情報を把握しながら、その履行状況を継続的に確認しているのであって、ランク付けをすることが目的ではない。
- ⇒ したがって、事業者の評価を対外的に公表したり、個別に示すことはない。

新通達に関する質問 ④

4. 不適正事案の「重大」と「軽微」は、具体的にどういう基準で判断するの？

- ⇒ 新通達では、①承認又は認定に係る取消事由に該当する可能性があるもの、②故意や組織的関与が認められるもの、③貨物の異常や管理施設の不備等の重大なものに限り、都度遅滞なく報告を求めることとしている。
- ⇒ AEO制度は、サプライチェーンのセキュリティ確保を主目的としているため、テロ活動や組織犯罪が生じるリスク、法令遵守の観点から問題がある行為を特に重要視。
- ⇒ 今後、判断の参考となるよう、例示できる具体的な事例について、「AEOニュース」による周知や税関HPのFAQへの掲載など、運用の透明化を同時に図っていく。
- ⇒ 判断に迷うような場合、担当税関AEO部門にご相談を。助言をお伝えします。
- ⇒ 軽微な不適正事案とは、税関AEO部門へ報告が求められる事案以外のものが対象。
- ⇒ 不適正事案の対象には、これまでの扱いと同様、一般の輸出入申告や許可蔵置場の保税業務に係るもの等も含むものとする。

新通達に関する質問 ⑤

5. 重大な不適正事案において、再発防止策を行うと、何がどう考慮されるの？

- ⇒ 重大な不適正事案を生じさせた場合であっても、自己改善の取組みが真摯にかつ効果的に行われていると認められるときは、当該事案のみをもって業務遂行能力等に大きな懸念があると問題視するようなことはしない旨を意味する。
- ⇒ 他方、特に重大な不適正事案については、自己改善の取組みが行われているか否かにかかわらず、法令で定める要件に照らし、承認又は認定の取消し等について検討。
- ⇒ これまで税関が継続して行ってきたことを明確化したもので、従来と同じ扱い。

6. 軽微な不適正事案の場合、事案に係る通関部門や保税部門への報告は？

- ⇒ 不適正事案が生じた際、申告官署の通関部門や、所轄税関の保税部門等への報告や処理は、従来どおりの対応による実施。
- ⇒ 社内の連絡・報告体制も、従来と同様の実施。

新通達に関する質問 ⑥

7. 軽微な不適正事案に対し、原因分析や再発防止の対策とは、何をするのか？

⇒ 不適正事案が生じた場合、まずはその発生原因を調査・分析し、その結果認識した課題への対応として業務手順や体制を改める等の改善策を図り、これら改善への取組みによる効果をモニターすることで、更に必要に応じて再度の見直しを検討する、というPDCAサイクルをベースとした自己改善のプロセス。

⇒ 既にAEO事業者の皆様を実施していただいている内容であり、従来と同じ扱い。

8. 内部監査の結果等について、定期的に情報提供とは、どの程度の頻度？

⇒ 内部監査の結果等については、税関がAEO事業者の状況を把握するために大変重要。

⇒ 概ね1年に1回程度の情報提供。

新通達に関する質問 ⑦

9. 内部監査は、隔年や3年に1度の実施でも良いの？

- ⇒ 内部監査は、基本的に1年に1回以上の実施をお願いしたい。
- ⇒ 他方、内部監査の対象箇所が非常に多く、複数年かけて一巡せざるを得ないような大企業の場合など、各社の事情に応じた方法により実施するケースもあると思われる。
- ⇒ 具体的な扱いは、税関AEO部門の担当者（アカウントマネージャー）へ相談を。

10. 税関の事後監査は、特別な事情がなければ、常に5年周期になるとの理解？

- ⇒ 事後監査は、原則として直近の事後監査から5年以内に実施。
- ⇒ 最大5年の実施間隔になる可能性があるものの、AEO事業者の状況を踏まえて、税関AEO部門が検討していくことから、「常に5年周期」になるものではない。
- ⇒ なお、初回監査は、これまでと同様、承認または認定から2年以内に実施。
- ⇒ 事後監査の実施時期に関し、近々大きな組織改編を予定、実施間隔を短くして欲しい等、何かあれば、税関AEO部門の担当者（アカウントマネージャー）へ相談を。

新通達に関する質問 ⑧

11. 複数のAEO資格を取得している場合、事後監査の実施時期の調整は？

⇒ 複数の承認または認定を取得している場合、ご希望を考慮したうえで、調整を図る。

12. 「事後監査の内容」も検討するとされているが、どんな違いが生じるの？

⇒ AEO事業者の状況に応じ、対象（箇所数を含む）等、事後監査の内容に軽重の差。

新通達に関する質問 ⑨

13. 情報通信技術を活用した事後監査とは？ 今後、WEB会議が基本になるの？

- ⇒ 現在のコロナ禍の状況において、WEB会議システムなどを用いて事後監査や面談を実施してきており、この臨時的な代替措置について、今後も必要に応じて実施可能なものとするため、明文化したものの。
- ⇒ 実地確認や対面での面談については、実効性の確保に加え、深度あるコミュニケーションを図っていくためにも大変有意義であり、引き続き実施。
- ⇒ その一方で、リモートでの実施は、ケースにより、利便性が高く、効果的かつ効率的な手段となる可能性があることから、AEO事業者の皆様の声も踏まえつつ、どのような方法が適切かを判断。